

3. 事業評価事務	
(1)調査費	
(2)一般事務費	
小計	
合計	

「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」
「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」	「新設」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
 ○厚生労働省告示第二百十五号
 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修(平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号)の一部を次の表のように改正する。
 平成三十一年四月一日
 厚生労働大臣 根本 匠
 (傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

第二条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

第二条 訪問型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

名称	所在地	研修を実施する期間	研修
(略)	(略)	(略)	(略)
特定非営利活動法人 くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地	平成二十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん訪問型職場適応援助者養成研修
(略)	(略)	(略)	(略)
学校法人大妻女子大学	東京都千代田区三番町十二番地	平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	大妻女子大学ジョブコーチ養成研修

名称	所在地	研修を実施する期間	研修
(略)	(略)	(略)	(略)
特定非営利活動法人 くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地	平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん訪問型職場適応援助者養成研修
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第三条 企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

第三条 企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

名称	所在地	研修を実施する期間	研修
(略)	(略)	(略)	(略)
特定非営利活動法人 くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地	平成二十七年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん企業在籍型職場適応援助者養成研修
(略)	(略)	(略)	(略)
学校法人大妻女子大学	東京都千代田区三番町十二番地	平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで	大妻女子大学ジョブコーチ養成研修

名称	所在地	研修を実施する期間	研修
(略)	(略)	(略)	(略)
特定非営利活動法人 くらしえん・しごとえん	静岡県浜松市中区山下町二丁目一番地	平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	くらしえん・しごとえん企業在籍型職場適応援助者養成研修
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)